

春日部市介護保険条例の一部を改正する条例

春日部市介護保険条例（平成18年条例第27号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の号の表示及びそれに対応する改正後の欄の号の表示に下線が引かれた場合にあつては、当該改正前の欄の号を当該改正後の欄の号とする。
- (2) 次の表中、改正後の欄の条又は号に対応する改正前の欄の条又は号が存在しない場合にあつては、当該改正後の欄の条又は号を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
<p>(保険料率等)</p> <p>第12条 <u>平成24年度から平成26年度まで</u>の各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>23,600円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>23,600円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>36,800円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>52,600円</u></p> <p>(5) 次のいずれかに該当する者 <u>65,700円</u> イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、<u>次号イ、第7号イ</u>、第8号イ又は第9号イに該当する者を除く。）</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>68,300円</u> ア 合計所得金額が<u>190万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、<u>次号イ、第8号イ</u></p>	<p>(保険料率等)</p> <p>第12条 <u>平成21年度から平成23年度まで</u>の各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>20,500円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>20,500円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>31,900円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>45,600円</u></p> <p>(5) 次のいずれかに該当する者 <u>57,000円</u> イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、<u>次号イ</u>、第8号イ又は第9号イに該当する者を除く。）</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>59,200円</u> ア 合計所得金額が<u>200万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、<u>次号イ</u>又は第9号</p>

又は第9号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 81,500円
イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1))に係る部分を除く。)、次号イ又は第9号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 84,100円
イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1))に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 94,600円
ア 合計所得金額が600万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1))に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

(10) 前各号のいずれにも該当しない者

99,900円

附 則

(平成24年度から平成26年度までにおける保険料率の特例)

第4条の3 令附則第16条第1項及び第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、第12条の規定にかかわらず、34,100円とする。

第4条の4 令附則第17条第1項及び第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、第12条の規定にかかわらず、47,300円とする。

イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 70,600円
イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1))に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 72,900円
イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1))に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

(9) 前各号のいずれにも該当しない者

86,600円

附 則

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の春日部市介護保険条例の規定は、平成24年度分以後の年度分の介護保険料から適用し、平成23年度分までの介護保険料については、なお従前の例による。